

令和7年4月1日策定

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、本庁内の全部局を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項及び第4項に掲げる以下の施設等とする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う支援施設に限る）

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所（A型・B型）

（2）障がい者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

（3）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定める以下の事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所（特例子会社）

イ 以下の要件をすべて満たす事業所

①身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である労働者の数が5人以上

②当該事業所の労働者に占める障がい者である労働者の割合が20%以上

③当該事業所の障がい者である労働者に占める重度障がい者等である労働者の割合が30%以上

- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

4 調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等

本調達方針により調達を推進する障がい者就労施設等が供給する物品等は、以下に掲げるものとする。

(1) 物品等の購入

事務用品・書籍、食料品・飲料品、小物雑貨などの物品

(2) 役務提供

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、イベントスタッフなどの役務

5 調達目標

障がい者就労施設等が供給する物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

- (1) 本調達方針の担当窓口は、障がい者就労施設等が供給する物品等に関する情報を収集し、その調達の推進のために庁内各課・局に提供する。
- (2) 庁内各課・局は、予算の適正な執行に配慮しつつ、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努める。
- (3) 物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等の障がい特性等に留意した納期を設定するなどの配慮に努める。

7 調達実績の公表

年度終了後、速やかに障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要をとりまとめ公表する。

8 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、健康福祉課とする。